

<明治の全体的風潮>

文明開化(功利主義)→自由民権(天賦人權論)→ナショナリズム

教育の普及

A. 公教育制度の変遷

- ① <sup>おおせいだされしよ</sup>1. 学制(「<sup>2</sup>被仰出書」)[<sup>3</sup>1872] 理念：<sup>4</sup>国民皆学…立身出世の基礎 (復習：→近代8)
- 制度：<sup>5</sup>フランスを模範 <sup>6</sup>建設費・維持費は村の負担 高い授業料 →就学率30% 反対一揆
- ☆高等教育 <sup>7</sup>東京大学設立[1877]…<sup>8</sup>お雇い外国人(外国人教師)の活躍
- 工部大学校[1877]、師範学校[1872]、女学校[1872]など
- ② <sup>9</sup>教育令 [1879]…<sup>10</sup>アメリカを模範 自由主義的(地方自治の尊重、義務教育は4年で16ヵ月)
- 小学校設置は各町村の判断→小学校の廃止・閉鎖が続出→<sup>11</sup>改正[1880]…政府の監督責任の強調
- ③ <sup>12</sup>学校令 [1886]…<sup>13</sup>国家主義的教育 文部大臣<sup>14</sup>森有礼(<sup>15</sup>第1次伊藤内閣)
- … <sup>16</sup>小学校令・中学校令・師範学校令・帝国大学令の総称
- (a) 小学校 <sup>17</sup>尋常科4年(義務教育)・高等科4年
- (b) 中学校 尋常科5年・高等科2年 ※男子のみ
- (c) 師範学校…教員の養成 尋常師範学校・高等師範学校(東京、のち広島・奈良にも)
- <例>東京高等師範学校(→筑波大) 奈良女子高等師範学校(→奈良女子大)
- (d) <sup>18</sup>帝国大学…国家の指導的人材の養成(東京、ついで京都・東北・九州)
- ④ その後 高等学校(旧制高校) …中学校高等科が改変(1894) 帝国大学への進学教育
- 実業学校・専門学校・実業学校、高等女学校などの設置
- <例>神戸高等商業学校(→神戸大) 大阪市立高等商業学校(→大阪市大)
1900. 義務教育の授業料廃止 →<sup>19</sup>日露戦争前[1902]には就学率90%を超える
1907. 小学校令改正…義務教育<sup>20</sup>6年

B. 教育の国家主義化

1881. 教科書の届出制→許可制(1883)→検定制(1886)
- <sup>21</sup>1890. 「<sup>22</sup>教育勅語」発布…<sup>23</sup>元田永孚<sup>もとだながぎね</sup>・井上毅ら起草 第1次山県内閣
- <sup>24</sup>忠君愛国・家族国家観→天皇制の強化 全国の学校へ配布 「御真影」も配布
- ※<sup>25</sup>内村鑑三不敬事件[1891] (→近代4 1) …… 天皇・皇后の肖像
1903. 小学校<sup>26</sup>国定教科書制度 ……忠孝の強調 特に尋常小学校修身・国史
- ※1911. <sup>26</sup>喜田貞吉<sup>さだきち</sup>、編纂した国定教科書(『尋常小学日本歴史』)が原因で文部省を休職処分
- ……南北朝を同列に記載 →南朝が正統として記述を修正
1908. <sup>27</sup>戊申詔書……勤労と儉約を強調 ※日露戦争後の個人主義を警戒 (→近代4 1)

C. 私立学校など ※大学ではない(大学は帝国大学だけ)

<例> <sup>28</sup>慶応義塾[1858] ( <sup>29</sup>福沢諭吉)、<sup>30</sup>同志社[1875] ( <sup>にいじまじょう</sup><sup>31</sup>新島襄 ) (復習: →近代8)

<sup>32</sup>東京専門学校 [1882] ( <sup>33</sup>大隈重信 ) →のちの早稲田大

<sup>34</sup>女子英学塾[1900] ( <sup>35</sup>津田梅子 ) : 岩倉遣欧使節6歳で渡米) →津田塾大

関西法律学校(→関西大) 東京法学校(→法政大) 明治法律学校(→明治大) …フランス法系

近代科学(学問)

☆ <sup>8</sup>外国人教師<例> { <sup>36</sup>ベルツ(独: 医学『ベルツの日記』)、<sup>37</sup>モース(米: 動物学、大森貝塚)  
 (お雇い外国人) { <sup>38</sup>ナウマン(独: 地質学、フォッサマグナ、ナウマン象)、  
 ハーン(英: 文学『怪談』、小泉八雲) ワーグマン(英: 画家 新聞特派員)  
 → 依存からの脱却 <例> ハーンから夏目漱石へ

医学 <sup>39</sup>北里柴三郎 …ドイツ留学 コッホに師事 <sup>40</sup>破傷風菌の純粹培養(1889)、血清療法  
 ペスト菌の発見 <sup>41</sup>伝染病研究所(1892) 北里研究所

<sup>42</sup>志賀潔 …<sup>43</sup>赤痢菌の発見 <sup>44</sup>秦佐八郎…<sup>45</sup>サルバンサン(梅毒治療薬)

<sup>46</sup>鈴木梅太郎 …<sup>47</sup>オリザニン(ビタミンB)発見(脚気治療薬)

<sup>48</sup>高峰譲吉 …<sup>49</sup>アドレナリン(強心薬) タカジアスターゼ(消化薬)

物理 <sup>50</sup>長岡半太郎 …原子構造の研究(原子模型) <sup>51</sup>田中館愛橘…地磁気測定など

<sup>53</sup>大森房吉 …地震計 <sup>54</sup>木村栄 …<sup>55</sup>乙項の発見(地軸変動の新公式)

哲学 ドイツ観念論、国家主義哲学 <例> 加藤弘之、井上哲次郎、大西祝

文学 近代的文学 <例> 藤岡作太郎、芳賀矢一、上田万年

経済 <sup>57</sup>田口卯吉 (自由主義経済学) → <sup>58</sup>金井延 (国家による労働者保護の必要)

歴史 <sup>57</sup>田口卯吉…『<sup>59</sup>日本開化小史』[1877](文明史論) ギゾー(社会進化論)らの影響

<sup>60</sup>久米邦武 …岩倉使節団に随行 『米欧回覧実記』

「<sup>61</sup>神道は祭天の古俗(宗教ではなく儀礼)」と論じたため、帝大失職(1891)

那珂通世(東洋史) 坪井九馬三(西洋史)、重野安繹(日本史)、ほか

帝大(東大)史料編纂 掛 …『大日本史料』『大日本古文書』などを編纂

その他 <sup>62</sup>牧野富太郎(植物の分類『日本植物図鑑』) 桜井錠二(化学の基礎) 石川千代松(動物学)

菊池大麓・藤沢利喜太郎(数学) 下瀬雅允(下瀬火薬)

小金井良精(アイヌ研究) 長与専齋(医学行政) 白瀬蘆(南極探検)

【センター正誤問題に挑戦】<1999A追試験、1998B本試験より>

①1886年に、政府は文部大臣森有礼のもとで一連の学校令を公布し、東京大学を帝国大学に改組した。○

②志賀潔は原子模型の理論を発表し、物理学で大きな貢献をなした。。

ちよくご  
教育勅語

朕ちんおも惟こフニ我こカ皇祖皇宗こうそこうそう国こくにヲ肇はじムルコト宏遠こうえんニ徳たヲ樹たツルコト深厚しんみんよナリ、我こカ臣民しんみん克よク忠ちゆうニ克よク孝おくちようニ億兆いっせう心こころヲ一ひとニシテ、世々よよ厥そノ美なヲ濟こセルハ此こレ我こカ国体こくたいノ精華せいニシテ、教育こくたいノ淵源えんげん亦また実じつニ此こニ存ぞんス。爾なんじ臣民しんみん父母ふぼニ孝こニ、兄弟けいていニ友ゆうニ、夫婦あいわ相和ほうゆうシ、朋友きようけん相信おのシ、恭儉きようけん己おのレヲ持じシ、博愛はくあい衆しゆニ及およボシ、学まなヲ修しゆメ業ごうヲ習じゆヒ以もつテ智能ちのうヲ啓發けいぱつシ徳器とくきヲ成じやう就じゆシ、進すすテ公益こうえきヲ広ひろメ、世務せいむヲ開ひらキ、常とこニ国憲こつけんヲ重おもシ国法こくぽうニ遵したがヒ、一旦いったん緩急かんきゆうアレハ義勇ぎゆう公こうニ奉ほうシ以もつテ天壤てんじやう無窮むきゆうノ皇運こううんヲ扶たす翼よくスヘシ。是かくノ如ごとキハ、独ひとりリ朕ちんカ忠良ちゆうりやうノ臣民しんみんタルノミナラス、又また以もつテ爾祖なんじそ先せんノ遺風いふうヲ顕彰けんしやうスルニ足たりラン。斯こノ道みちハ実じつニ我こカ皇祖皇宗こうそこうそうノ遺訓いくんニシテ、子孫こ臣民しんみんノ俱ともニ遵守しんじゆスヘキ所ところ、之こヲ古今ここんニ通とシテ膠あやラス、之こヲ中外ちゆうがいニ施しテ悖もラス。朕ちん爾なんじ臣民しんみんト俱ともニ拳けん々けん服膺ふくようシテ、咸みな其徳ひとつヲ一ひとニセシこンコトヲ庶幾しよきフ。

明治二十三年十月三十日

ぎよめいぎよじ  
御名御璽

朕思うに、我が皇祖の建国の業は遠大にして、徳を確立した心は深く、また厚い。わが臣民はよく忠義にして、孝にあつく、全国民が心を一にし、代々その美德を實踐してきたことは、わが国体の精華であって、また教育の源は、実ここに存する。爾（なんじ）ら臣民は、父母には孝、兄弟には友愛、夫婦は和合し、朋友信じあい、恭謙をもって自己をただし、人々に博愛を広め、学問を修め、職業を習い、もって智能を啓發し、人格を完成し、進んで公益を広め、社会で義務を果たし、つねに憲法を重んじ、国法に従い、いったん有事の際は進んで奉公し、永遠不滅の皇運をたすけ護るべし。それは朕ひとりの忠良なる民というのみならず、なんじの祖先の遺した伝統を顕彰することになる。この道は、じつに我が祖先の遺訓であり、皇室の子孫もまた臣民も、ともに守るべきことである。古代より現在まで通じ、過たずこれを内外に行ってそむくことなく、朕と臣民が同様に、これらの徳目を心に銘じ、ひとしく実践してゆくことを願う。